

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第100号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表環境政策局の款地球温暖化対策室の項中「エネルギー企画係長」を「エネルギー企画係長 脱炭素地域創出促進係長」に改める。

第1条第1項の表行財政局の款防災危機管理室の項中「防災課長」を「防災課長 防災計画課長」に、「原子力災害対策課長」を「原子力災害対策・広域連携課長」に改め、同款人事部の項中「きょうかん推進係長」を削り、同款管財契約部の項中「地籍調査係長 測量係長」を「地籍調査・測量係長」に改める。

第1条第1項の表総合企画局の款総合政策室の項中「SDGs・レジリエンス戦略課長 創生戦略課長」を「SDGs・レジリエントシティ推進課長 SDGs・地方創生推進課長」に、「SDGs・レジリエンス戦略係長 創生戦略係長」を「SDGs・レジリエントシティ推進係長 SDGs・地方創生推進係長」に改め、同款プロジェクト推進室の項中「プロジェクト推進第四係長」を「プロジェクト推進第四係長 プロジェクト推進第五係長」に改める。

第1条第1項の表文化市民局の款地域自治推進室の項中「企画係長」を「区政係長」に、「区政係長 総合庁舎整備係長」を「区総合庁舎整備係長 スマート区役所推進係長 市民窓口係長 番号制度企画調整係長 管理係長」に改め、「市民窓口係長 番号制度企画調整係長」を削り、同款共生社会推進室の項中「啓発課長」を「啓発・事業調整課長」に改める。

第1条第1項の表産業観光局の款産業企画室の項中「食の京都推進課長」及び「食の京都推進係長」を削り、同款産業イノベーション推進室の項中「スタートアップ支援・イノベーション拠点整備課長 企業立地推進課長 産業用地創出課長」を「スタートアップ支援・中小企業デジタル化課長」に、「イノベーション拠点整備係長 企業立地推進係長 産業用地創出係長」を「中小企業デジタル化・イノベーション拠点整備係長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

企業誘致推進室	企業誘致第一課長 企業誘致第二課長 企業誘致第三課長	企業誘致第一係長 企業誘致第二係長 企業誘致第三係長 企業誘致第四係長
---------	----------------------------	-------------------------------------

第1条第1項の表産業観光局の款クリエイティブ産業振興室の項中「クリエイティブ産業企画課長」を削り、同款地域企業支援策活用推進室の項を削り、同款観光M I C E推進室の項中「メディア戦略係長 国際戦略係長」を「メディア・国際戦略係長 持続可能な観光推進係長」に改める。

第1条第1項の表保健福祉局の款障害保健福祉推進室の項中「企画課長」を「企画・社会参加推進課長」に、「社会参加推進課長」を「施設福祉課長」に改め、同款医療衛生推進室の項中「宿泊施設監視指導第一係長 宿泊施設監視指導第二係長」を「宿泊施設監視指導係長」に改める。

第1条第1項の表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項中「貧困家庭の子ども対策係長 業務推進係長 児童支援係長」を「企画係長 要保護児童対策係長」に、「自立支援係長 障害児支援係長」を「ひとり親家庭支援係長 発達支援係長」に改める。

第1条第1項の表都市計画局の款まち再生・創造推進室の項中「空き家対策課長」を削り、「空き家対策係長」を「再生・創造企画係長 都市づくり推進係長」に改め、同款都市景観部の項中「広告物企画係長」を「調整係長 広告物企画係長」に、「広告物審査第三係長 広告物適正化第一係長 広告物適正化第二係長」を「広告物適正化係長」に改め、同款建築指導部の項中「安全対策第二係長」を「安全対策第二係長 安全対策第三係長」に改め、「耐震企画係長」を削り、同款住宅室の項中「調整管理係長」を「調整管理係長 活用促進係長」に、「ニュータウン企画調整係長」を「ニュータウン企画調整係長 空き家対策係長」に改める。

第1条第1項の表建設局の款自転車政策推進室の項中「自転車企画課長 総合計画推進課長」を「計画調整課長 利用環境整備課長」に、「撤去啓発係長」を「駐輪対策推進係長」に改め、同款道路建設部の項中「補償審査係長」を削る。

第1条第2項の表孤独・孤立対策プロジェクトチームの項を削り、同条第5項中「環境政策局地球温暖化対策室、」を「行財政局防災危機管理室、文化市民局市民スポーツ振興

室及び」に改め、「及び行財政局総務部総務事務センター」を削り、同条第14項中「文化市民局地域自治推進室」を「文化市民局文化芸術都市推進室に京都芸大・文化連携推進部長、同局地域自治推進室」に改める。

第2条第14項中「政策企画調整部長」の右に「，京都芸大・文化連携推進部長」を加える。

第6条第2項ただし書中「担当部長」を「京都芸大・文化連携推進部長又は担当部長」に改める。

第7条循環型社会推進部の款資源循環推進課の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 一般廃棄物処理手数料に関する事務の企画及び調査に関すること。ただし、まち美化推進課の所管に属するものを除く。

第8条総務部の款総務課の項第11号及び第12号を削り、同項第13号を同項第11号とし、同条税務部の款税制課の項第10号中「株式等譲渡所得割交付金」の右に「，法人事業税交付金」を加える。

第9条総合政策室の款第4号中「国家戦略としての」を削り、同款中第20号を第21号とし、第12号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 市内への移住及び定住の促進に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。

第9条市長公室の款中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号を第24号とする。

第10条文化芸術都市推進室の款文化芸術企画課の項第7号中「京都文化芸術都市創生審議会」の右に「，公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会」を加え、同項中第10号を第12号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 公立大学法人京都市立芸術大学に関すること。

第10条文化芸術都市推進室の款文化芸術企画課の項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 元離宮二条城事務所に関すること。

第10条文化芸術都市推進室の款文化財保護課の項第6号中「重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会」を「文化財公開施設保存活用検討委員会」に改め、同項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号中「及び文化財建造物保存技術研修センター」を「，文化財建造物保存技術研修センター及び史跡山科本願寺跡公園」に改め、

同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条くらし安全推進部の款消費生活総合センターの項第4号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同項第13号中「及び助成」を削る。

第11条産業企画室の款中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条産業イノベーション推進室の款第6号を削り、同款第7号中「工場等集団化助成審議会、」を削り、同号を同款第6号とし、同款中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同款の次に次の1款を加える。

企業誘致推進室

- (1) 企業誘致の推進に関すること。
- (2) 産業（農林畜水産業を除く。）の立地対策に関すること。
- (3) 工場等集団化助成審議会及び補助金条例第26条に規定する委員会（室が所管する事務に関するものに限る。）に関すること。

第11条地域企業イノベーション推進室の款第3号ただし書を削り、同款中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業に対する施策の活用に関する総合的な相談支援に関すること。

第11条地域企業支援策活用推進室の款を削り、同条観光MICE推進室の款中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 食文化の普及の促進に関すること。

第12条保健福祉部の款監査指導課の項第1号中「社会福祉法人」の右に「社会福祉連携推進法人」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 社会福祉法による社会福祉連携推進法人の認定、認可、指導及び監督に関すること。
ただし、子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。

第12条障害保健福祉推進室の款第24号中「障害者支援施設」の右に「身体障害者福祉センター」を加える。

第13条はぐくみ創造推進室の款第5号中「同じ。）」の右に「社会福祉連携推進法人（当該法人の社員たる社会福祉法人がこの号に規定する者のみであるものに限る。第7

号において同じ。)」を加え、同款中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 社会福祉法による社会福祉連携推進法人の認定、認可、指導及び監督に関すること。

第14条まち再生・創造推進室の款中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号から第9号までを削り、第10号を第6号とし、同款第11号中「空き家等対策協議会及び」を削り、同号を同款第7号とし、同款中第12号を第8号とし、第13号を第9号とし、第14号を第10号とし、同条都市景観部の款景観政策課の項第3号及び第11号中「広告景観づくり推進室」を「広告景観づくり推進課」に改め、同条建築指導部の款建築指導課の項第8号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の右に「及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律」を加え、同款建築審査課の項第14号に次のただし書を加える。

ただし、建築指導課の所管に属するものを除く。

第14条建築指導部の款建築審査課の項中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号を第23号とし、同款建築安全推進課の項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建築物の耐震改修の促進に係る施策の調査、企画及び推進に関すること。

第14条建築指導部の款建築安全推進課の項第5号中「立入調査」を「建築基準法」に改め、同項第7号ただし書及び第8号を削り、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 建築物に係る事故の発生時における調査及び事故防止対策に関すること。ただし、建築審査課の所管に属するものを除く。

第14条住宅室の款住宅政策課の項中第12号を第17号とし、第11号を第16号とし、同項第10号中「住宅審議会」の右に「及び空き家等対策協議会」を加え、同号を同項第15号とし、同項中第9号を第14号とし、第8号を第13号とし、第7号を第12号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の4号を加える。

(8) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例による事務に関すること。

(9) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置及び土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置に関すること。ただし、行財政局及び建設局の所管に属するものを除く。

(10) 租税特別措置法施行規則第18条の3の2第1号に掲げる書類の交付に関する
と。

(11) 市営住宅の跡地等の活用に係る調整に関すること。

第14条住宅室の款住宅政策課の項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 空き家に係る対策の推進に関する施策の調査，企画，連絡及び調整に関すること。

第14条住宅室の款住宅管理課の項第2号中「ただし，」の右に「住宅政策課及び」を
加える。

第15条建設企画部の款建設企画課の項第5号を削り，同項第6号を同項第5号とし，
同項第7号中「及び稲荷山トンネル安全対策委員会」を削り，同号を同項第6号とし，同
条土木管理部の款土木管理課の項第14号中「廃自動車認定等委員会」の右に「及び稲荷
山トンネル安全対策委員会」を加え，同款道路河川管理課の項中第9号を第10号とし，
第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 軌道法及び鉄道事業法による許可，認可及び届出に関すること。

第15条みどり政策推進室の款第4号中「及び子ども若者はぐくみ局」を「，子ども若
者はぐくみ局及び都市計画局」に改め，同款第5号中「京都市緑化の推進及び緑の保全に
関する条例」の右に「及び京都市市民緑地条例」を加え，同款第7号中「及び苗ほ」を削
り，「並びに」を「及び」に改め，同款中第8号を削り，第9号を第8号とし，第10号か
ら第16号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)